

第5編 総合馬術競技

本編は FEI 総合馬術規程第 27 版 (2026 年 1 月 1 日発効)による。

総合馬術ビジョン表明

総合馬術は馬術競技の要素をほぼすべて盛り込んだ複合競技であり、選手はあらゆる面で馬術の豊かな経験と自馬の能力的確な把握が求められ、馬については理にかなった段階的なトレーニングで培われた一定の総合能力が求められる。

クロスカントリー競技は騎乗能力とホースマンシップが試される最もスリルある、意欲のかきたてられるオールラウンドな競技であり、正しいトレーニング原則と騎乗理念の成果が報われる。この競技は飛越能力、調和、人馬間の信頼を示し、変わりやすい様々な競技条件（天気、地形、障害物、フットイングなど）に適應できる人馬の能力に主眼がおかれ、全体として「素晴らしい光景」となることが求められる。

この競技に関わるいかなる者も、意欲のかきたてられるスリルあふれる競技が本来備え持つそれなりのリスクレベルを認識し、これを受け入れなければならない。

どのレベルにおいても、競技レベルや競技自体に内在する以上のリスクにさらされることのないよう、責任能力のある選手が段階的な調教を受けた馬で競技に出場することが肝要である。

第1章 概要

第500条 はじめに

500.1 定義

総合馬術競技は 3 種類の異なる競技で構成され、選手は馬場馬術競技、クロスカントリー競技、障害飛越競技を通して同一馬に騎乗する。

500.2 責任

500.2.1 選手

選手には本総合馬術規程を理解し、これらを遵守する最終責任がある。スチュワードや役員が選任されている場合でも、また（選手の遵守義務が）本総合馬術規程に記載されているか否かにかかわらず、選手はこの責任を免れることはできない。

第 500.2.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

500.2.3 セイフティ・オフィサー

総合馬術競技会を開催するすべての OC は、セイフティ・オフィサー (SO) を任命し、総合馬術リスクマネジメントに直接関わる事例すべてについて JEF と連絡をとらせなければならない。(JEF)

500.2.4 登録

公認競技に出場する選手と馬はすべて、毎年 JEF 登録しなければならない。(JEF)

第 500.2.5 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 2 章 競技の構成

第 501 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 502 条 フォーマットとレベル

競技はフォーマットとレベルによっても定義される。(JEF : 別表参照)

502.1 フォーマット

502.1.1 定義

フォーマットにより競技のテクニカル面の一部（競技の開催期間、クロスカントリーの難度、競技の順番など）が規定される。

502.1.2 ロングフォーマット競技 (CCI-L) (CCN-L – JEF)

ロングフォーマット競技は 3 日以上にわたって行われる。馬場馬術競技は選手数により 1 日あるいは連続した数日間の日程で行われ、その翌日にはクロスカントリー、そしてその翌日には障害馬術競技が行われる。

ロングフォーマット競技のクロスカントリーコースは、馬に極めて高い競技適性を求める全長であり、良い成績を出すにはスタミナが必要である。

クロスカントリー競技は必ず障害馬術競技の前に行う。

502.1.3 ショートフォーマット競技 (CCI-S) (CCN-S – JEF)

ショートフォーマット競技は 1 日あるいは数日の日程で行われる。馬場馬術競技は必ず最初に行われるか、あるいは選手数に応じて 1 日もしくは数日間連続して行われる。

ショートフォーマット競技におけるクロスカントリーコースの難度は、スターシステムで考えればロングフォーマット競技と同じであるが、コース全長は短く難度はより高い。

クロスカントリー競技は障害馬術競技の後に行うことが望ましい。

502.1.4 統一フォーマット競技 (CCI1*-イントロダクトリー) (CCN1*-イントロダクトリーも同様とする – JEF)

CCI1*-イントロダクトリーは、競技の順序とホースインスペクション要件に従い、ショートフォーマットかロングフォーマットで開催できる。

502.2 難度レベル

レベルは競技の難度を示すものであり、低レベルの 1* から高レベルの 5* へ と段階的に難度があがる EV システムとスターシステムで決まる。

(JEF : 別表参照) (JEF)

第 503 条 カテゴリー

第 503.1 条は主催および公認競技会では適用しない。

503.2 選手の年齢

1. 選手の年齢

主催および公認競技会におけるヤングライダー、ジュニアライダー、チルドレンライダーの年齢区分は、別途定める。(JEF)

2. 選手の国籍と馬の所有者の国籍

全日本選手権競技を除く主催および公認競技会においては制限しない。(JEF)

3. 選手の出場頭数制限

主催および公認競技会においては、実施要項に明記する。(JEF)

第 503.3 条は主催および公認競技会では適用しない。

503.4 馬の年齢

馬の年齢として次の下限が競技に適用される。

CCN2*/3*レベル競技：馬は 6 歳となる暦年の始めから CCN 2*と 3*競技に出場できる。(JEF)

第 503.5 条から第 504 条については主催および公認競技会では適用しない。

第 3 章 競技運営

第 505 条から第 509 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 4 章 役員

第 510 条から第 514 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 515 条 役員の任務

競技場審判団、技術代表、コースデザイナーおよび獣医師代表は、組織委員会と協力して競技開催に向けた準備がすべて公正で安全、かつ適切に行われるよう尽力しなければならない。

この準備対象としては馬場、コース、障害物およびフットイングが含まれるが、特にクロスカントリーと障害馬術コースの難度レベルには注意を払い、いかなる場合も競技レベルを十分遵守した難度としなければならない。

どのレベルにおいても、馬と選手が正しくかつ効率よく技術を高めてゆけるよう、競技の EV レベル、スターレベルに即した正しい難度レベルでクロスカントリーコースと障害馬術コースを設定することが最優先事項である。(JEF)

515.1 役員の管轄

競技場審判団の管轄期間は第 1 回ホースインスペクションの開始 1 時間前、または馬場馬術競技の開始 1 時間前のいずれか早い時点で始まり、最終成績発表の 30 分後に終了する。

しかしながら競技場審判団はクロスカントリーコースの視察を行い、これを承認した時点から管轄権を行使することもできる。

515.2 競技場審判団

515.2.1 任務概要

競技場審判団は競技における審判業務、およびその管轄期間内に発生し得るすべての問題解決に最終責任を負う。

競技場審判団メンバーは、競技中のいかなる時点においても跛行や疾患、過度の疲労を呈している馬、および競技続行には不適性と思われる選手を競技から失権とする義務と全権を有する。

競技場審判団はまた危険な騎乗（第 525 条）や馬に対する虐待行為のいかなる事例についても監視し、措置を講じる責任がある。

515.2.2 コースの視察と承認

競技場審判団は技術代表とコースデザイナーとともにクロスカントリーコースと障害馬術コースの視察を行い、これを承認する。

技術代表との協議を踏まえても競技場審判団がコースに納得できない場合、競技場審判団にはこれを修正する権限がある。

515.2.3 ホースインスペクション

競技場審判団は獣医師代表とともに第 1 回と第 2 回のホースインスペクションを行う。

515.2.4 馬場馬術競技

競技場審判団は馬場馬術競技の審査を行う。

515.2.5 クロスカントリー競技

クロスカントリー競技にてフェンスジャッジやタイムキーパーを含むテクニカル役員がくださった判定への異議申立てについて、競技場審判団にはこれを裁定する責任があり、選手に有利となるか否かにかかわらず、審判員または役員の判断に代えて審判団の判断を適用することがある。

クロスカントリー競技の間は競技場審判団長がクロスカントリー・コントロールに入るか、その代行として競技場審判団メンバー 1 名がクロスカントリー・コントロールに入らなければならない。(JEF)

競技場審判団長は技術代表と協議のうえこの判断を行い、クロスカントリー競技中における他の競技場審判団メンバーの役割と配置を決定する。

競技場審判団長とメンバーはクロスカントリー競技の間を通して同じ任務に携わるものとする。

515.2.6 障害馬術競技

競技場審判団には障害馬術競技の審査を行う責任がある。(JEF)

515.3 技術代表

515.3.1 任務概要

技術代表は競技実施、獣医検査とホースインスペクション、厩舎や選手の宿泊施設、および競技のスケジュール業務に関わる技術面と運営面での準備を承認するとともに、医療プランについてはチーフ医事担当役員と連携、およびシリアスインシデントマネジメント (SIM) プロトコルの施行を含む競技実施に関わる技術面と運営面での準備を承認する。(JEF)

技術代表がすべての準備について満足ゆくものであると競技場審判団へ報告するまでは、この技術代表の権限は絶対的なものである。報告を行った後の技術代表は、競技会開催の技術面および運営面で継続して指導を行い、競技場審判団と獣医師代表団、組織委員会に対して助言するとともにこれを支援する。

515.3.2 コースと馬場

三競技種目すべてについて、技術代表は障害物の種類や寸法、コース全長を含め、コースや馬場、練習およびトレーニング用施設が競技レベルに対応しているかを重点的に点検し、これを承認する。

特に技術代表はすべてのコースを測定して、記載されている距離に間違いのないことを確認しなければならない。修正の時間がとれるよう、技術代表は余裕をもって早目にコース視察を行える用意がなければならない。

技術代表は打合わせ会を統括するとともにテクニカル役員（すなわちフェンスジャッジ、タイムキーパー）全員の活動を監督する。

515.3.3 役員への指示

障害物を構成するパーツ、障害物、あるいは障害物コンビネーションの審査規定を正しく解釈できない疑いがある場合、技術代表は可能な限り競技場審判団と協議のうえ、必要ならば簡単な図解を添えた役員への指示を是認し、選手へは全員に打ち合わせ会で、あるいはそれ以降の時点であれば技術代表の決定が出た後速やかに通知することが推奨される。

515.3.4 採点

技術代表は減点を含む採点にかかわる問い合わせについてはすべてを調査し、競技場審判団にこれを報告するとともに競技場審判団が出すべき判断について助言を行う。技術代表は競技の最終成績確定に責任を負う。

515.3.5 馬への虐待行為および／または危険な騎乗

技術代表はクロスカントリーコースにおける危険な騎乗（第 525 条）、過度に疲労している馬への騎乗、疲労している馬を継続して追う行為、明らかに跛行している馬への騎乗、鞭および／または拍車の過剰使用（第 526 条）を理由として選手に警告を与え、あるいは走行を停止させる権限を有する。

第 515.3.6 条は主催および公認競技会では適用しない

515.4 コースデザイナー

コースデザイナーは、自分が担当したクロスカントリーコースの視察はクロスカントリーコース担当の競技場審判団とともに参加しなければならない。何らかの容易ならぬ事由により、選任されたコースデザイナーがクロスカントリー競技開催中も現場に立ち会えない場合には、技術代表が競技会開始前に代替のコースデザイナーを任命する。(JEF)

515.4.1 クロスカントリー

コースデザイナーはクロスカントリーのコースレイアウト、測量、準備、ルート表示、およびクロスカントリー障害物のデザイン、構築、表示について責任を負う。

クロスカントリー競技中のコースデザイナーの役割は、技術代表と競技場審判団と共に、審査上の疑念や制裁措置（危険な騎乗、馬に対する虐待行為、不適切な行為、馬のウェルフェア）に対応し、落馬が繰り返されたり天候状況の悪化に際してクロスカントリーコース／障害物の見直しを行うことである。

515.4.2 障害馬術競技

コースデザイナーは障害馬術競技のコースレイアウト、デザイン、構築に最終的な責任を負い、コースが現行の総合馬術規程すべてに準拠していることを確認しなければならない。

障害馬術コース設営の任務は別表に従い、最終的には障害馬術コースデザイナーに委ねられる。

第 515.4.3、515.5 条は主催および公認競技会では適用しない

515.6 スチュワード（スチュワードチーム）

スチュワードチームの任務は、馬のウェルフェアを守る FEI 馬スポーツ憲章のガイドラインを尊重し、当該競技会に参加する選手全員に公平な競技の場を提供することに留意しつつ、JEF 諸規程に則った競技運営を行ううえで組織委員会や競技場審判団、技術代表および選手をサポートすることにある。(JEF)

実施要項に明記された入厩日より第 1 回ホースインスペクションあるいは馬場馬術競技の開始前の期間はスチュワードチームが JEF 諸規程の適用に責任を負う。

これに限定するものではないが、特にその任務として運動、練習、ウォームアップ用エリアと厩舎地区すべてにおける作業の計画立案と監督、および服装と馬装の点検、獣医検査とホースインスペクションでのサポートにその範囲が及ぶとともに、必要な場合は馬の薬物規制（EADMCR）と選手の薬物規制（ADRHA）にも関与する。スチュワードは組織委員会や選手、技術代表、他の役員と緊密に連携することが求められる。(JEF)

第5章 競技出場のためのテクニカル要件

第516条～第519条は主催および公認競技会では適用しない

第520条 出場要件 (JEF)

520.1 国内クラス出場要件

主催・公認総合馬術競技の各クラスに出場するには、以下の最低出場要件（MER）を満たしていなければならない。

EV75 クラス	大会実施要項による
EV85 クラス	大会実施要項による
EV95 クラス	人馬とも主催・公認競技会の EV85 以上のクラスでのクロスカントリー完走（コンビネーションでなくてもよい）
CCN ワンスタークラス	人馬とも主催・公認競技会の EV85 以上のクラスでのクロスカントリー完走（コンビネーションでなくてもよい）
ヤングライダー選手権	人馬とも主催・公認競技会の EV85 以上のクラスのクロスカントリー競技を障害減点なしで完走（コンビネーションでなくてもよい）
ジュニアライダー選手権	人馬とも主催・公認競技会の EV85 以上のクラスのクロスカントリー競技完走（コンビネーションでなくてもよい）
チルドレンライダー選手権	人馬とも主催・公認競技会の EV75 以上のクラスのクロスカントリー競技完走（コンビネーションでなくてもよい）
選手権競技	実施される CCI クラスの要件に準ずる

海外にて当該国の同レベルあるいはそれ以上の競技で上記の要件を満たした場合は、成績を証明するものを JEF に提出することで MER を満たしているとみなす。

大会の主催者が JEF の承認の上、追加の出場要件を課す場合がある。

520.2 FEI 総合馬術競技に出場するための NF 要件

FEI 総合馬術競技（CCI）に出場するには、人馬とも主催および／あるいは公認競技会において以下の最低出場要件（MER）を満たしていなければならない（別途 FEI にて規程のない限り、コンビネーションでなくてもよい）。

CCI 1*-Intro	EV95 相当の競技において馬場馬術競技で減点 45 以下（55%以上）、クロスカントリー競技で障害減点なし（フレンジブル障害の一度目の作動あるいは一度の旗間不通過は MER として認める）、障害馬術競技で障害減点 16 点以下。
CCI 2*-S	CCN ワンスター競技あるいは EV95 相当以上の競技において馬場馬術競技で減点 45 以下（55%以上）、クロスカントリー競技で障害減点なし（フレンジブル障害の一度目の作動あるいは一度の旗間不通過は MER として認める）および規定タイム超過 75 秒以内、障害馬術競技で障害減点が 16 点以下。

CCI 2*-L	CCN ワンスター競技あるいは EV95 以上の競技において馬場馬術競技で減点 45 以下（55%以上）、クロスカントリー競技で障害減点なし（フランジブル障害の一度目の作動あるいは一度の旗間不通過は MER として認める）および規定タイム超過 75 秒以内、障害馬術競技で障害減点が 16 点以下。
CCI 3*-S	FEI 選手カテゴリー-A/B/C/D 選手：CCI2*以上で FEI の設定する最低出場基準(MER)実績があること。 FEI 選手カテゴリー外選手：FEI 規程に則る（人馬コンビネーションにて CCI2*-S の MER 実績があること）。

上記より上位のレベルの CCI 出場要件は、FEI 規程に則る。

海外にて当該国の同レベルあるいはそれ以上の競技で上記の要件を満たした場合は、成績を証明するものを JEF に提出することで MER を満たしているとみなす。

第 521 条～第 522 条は主催および公認競技会では適用しない

第6章 選手と馬のウェルフェア

第523条 選手のウェルフェア

523.1 メディカル情報 (JEF)

緊急時には選手の救命に関わる極めて重要な情報が応急処置または医療スタッフの手元にあるよう、選手は以下を遵守しなければならない：

- a) 選手は全員が有効な連絡先情報を提供すること。
 - i) 同行者／近親者の電話番号を到着時に競技会事務局へ提出しなければならない（組織委員会と医事担当役員は、クロスカントリー競技までにすべての情報を受領していることを確認する）。
- b) 内科疾患の申告
 - i) 内科的救急が発生した場合に何らかの関連性が推定される内科疾患をもつ選手は、情報を伝えられるよう、システムプロバイダーの医療データ記憶媒体*をどの競技会でも騎乗時には身につけていなければならない。その代替としては（最低限）、品質の良い医療用アームバンドを利用することもできる。このアームバンドの着用を選択した選手は、組織委員会にて書式を入手し、記入すること。

*医療データ記憶媒体 メディカルデータ・キャリア（「メディカル ID タグ」とも呼ばれる）：ブレスレットやネックチェーン、または衣服につける小さいバッジまたはタグで、装着者に重要な内科的疾患があることを救急救命士／医者／初期対応者に注意喚起するものである。

該当する病状としては最近の

- 重篤な頭部／頸部の怪我
- この3か月以内に起こった脳震盪
- 糖尿病、てんかんなどの慢性疾患
- 抗凝血剤（血液をサラサラにする薬）の使用
- 重篤なアレルギー

が挙げられる。疑わしい場合には選手は自身のかかりつけ医に相談するべきである。

523.2 メディカルフィットネス

競技出場への選手のフィットネスに何らかの疑念がある場合は、競技場審判団がオフィシャル医事担当役員と協議を行い、その判断で選手を失権とし、また当該競技会における他の競技へも参加できない旨を決定することができる。(JEF)

523.3 落馬あるいは人馬転倒後の検査

競技会場でのトレーニング中あるいは競技中に落馬した選手は全員が、次の競技種目や競技に出場する前に、あるいは競技会場を去る前にオフィシャル医事担当役員の検査を受けなければならない。検査が終了するまでは、選手は再騎乗をしてはならない。選手には必ずこの検査を受ける責任がある。

落馬後に本条項で求めている検査を受けずに会場を去った選手については、自動的に記録付き警告（総合馬術）が出される。(JEF)

523.4 脳震盪

選手が事故に遭って脳震盪を起こした場合は、この選手を当該競技から失権としなければならない、また当該競技会で実施されるその他のいかなる競技へも出場不可となる。

第 524 条 馬のウェルフェア

トレーニング中、準備段階、競技への移動中、回復期、その他いかなる時にも FEI 馬スポーツ憲章を尊重するべきである。

524.1 到着時の獣医検査

これは馬が競技会場に到着した時点で行われる。この検査は資格を有する獣医師である獣医師代表またはその代理者によって行われる。この検査の目的は第一に馬の個体識別と予防接種履歴（ワクチンなど）、乗馬登録証、健康手帳等の記載事項詳細を確認し、第二に各馬の健康状態を見極めることにある。

疑わしい事例については、必要に応じて競技場審判団に可及的速やかに、通常は第 1 回ホースインスペクションまでに連絡しなければならない。（JEF）

524.2 ホースインスペクション

ホースインスペクションを行うか否かは、実施要項に明記する。（JEF）

524.2.1 ホースインスペクションについて（JEF）

これは馬場馬術競技開始前 24 時間以内に行う。競技場審判団と獣医師代表がインスペクション団を構成し、競技場審判団長を責任者として行う。

各選手が臨場させた馬は引き馬にて、滑りにくく硬くて清潔な平地で停止した状態と運動している状態で検査しなければならない。

インスペクション団は跛行や、不十分な健康状態、その他何らかの理由により、競技出場には不適性であると判断した馬を失権とする権利と責務がある。

競技適性に疑念がある場合、競技場審判団は当該馬をホールディングボックスに移動させて、ホールディングボックス獣医師による診察を受けさせることがある。

選手がその馬に再インスペクションを受けさせると決めた場合は、当該馬の再インスペクション前に先ずホールディングボックス獣医師がインスペクション団に所見を報告する。

ホールディングボックスの馬は、スチュワードとホールディングボックス獣医師の監視および規制下におかれる。

インスペクション団の票決が同数で結論が得られない場合は、競技場審判団長が決定権を有し、その結果は直ちに発表される。

524.2.2 第 2 回ホースインスペクション

これは障害馬術競技の前に行われる。第 1 回ホースインスペクションと同じインスペクション団により、同じ条件で行われる。

524.2.3 ショートフォーマット競技でのホースインスペクションにおける選択肢

ショートフォーマット競技では第 1 回ホースインスペクションの実施は任意であるが、これを行う場合

には詳細を競技実施要項に記載しなければならない。

第1回ホースインスペクションを行わない競技会では、JEF オフィシャル獣医師が到着時の獣医検査で、簡単な速歩検査を含めて馬の競技適性を審査しなければならない。JEF オフィシャル獣医師が競技出場には不適性であると判断した馬については、競技場審判団へ報告しなければならない。(JEF)

ショートフォーマット競技で障害馬術競技が最終競技となる場合は、第2回ホースインスペクションの実施が義務づけられる。

524.3 馬の転倒 系統立てた聞き取り調査

クロスカントリーで馬の転倒があった場合は、その選手と競技場審判団（審判長あるいはメンバー）および／または技術代表との間で系統立てた面談と協議を行わなければならない。

524.4 競技中の馬のウェルフェア

競技中のいかなる時点でも、競技場審判団は獣医師代表と協議のうえ、跛行が認められたり競技継続への適性がないと判断した馬を失権にさせる権利と責務がある。

524.4.1 クロスカントリー –ウォームアップ

組織委員会が獣医師代表の同意を得て選任した獣医師をクロスカントリー競技のスタート地点近くに配置し、疑いのある事例を競技場審判団へ報告させる。

524.4.2 クロスカントリー –フィニッシュエリア

馬がクロスカントリー走行を終えた後に獣医検査が行われる。これは組織委員会が獣医師代表の同意を得て選任した資格を有する獣医師によって行われる。

同獣医師は負傷や過度の疲労を呈した馬の応急処置を行うとともに、各馬が次に示すような状態にあるかを判断する：

- a) そのまま歩いて厩舎へ戻ることができる。
- b) 厩舎へ戻る前に、更に治療を受ける必要がある。
- c) 馬運車で直接厩舎へ戻るか馬専門病院へ搬送しなければならない。

この獣医師には馬を競技から失権とする権限はないが、馬の虐待が疑われる事例についてはいかなる場合も競技場審判団と獣医師代表へ報告しなければならない。

クロスカントリー競技の途中で棄権するか、あるいは失権、停止させられた選手は、競技会場を離れる前にその馬を必ず獣医師代表か指名された獣医師に診せ検査を受けさせる責任がある。

本条項で求めている獣医検査を受けさせずに会場を去った選手については、自動的に記録付き警告（総合馬術）が出される。(JEF)

524.5 上 訴

2回のホースインスペクション時と競技中のいかなる時点でも、馬のウェルフェアの観点から馬が失権となった場合、この競技場審判団の決定に対して上訴することはできない。

しかし要請があった場合には、競技場審判団長がその決定理由を説明しなければならない。

524.6 馬のアンチ・ドーピングと規制薬物検査

獣医規程と EADCMR を参照のこと。

第 525 条 総合馬術における記録つき警告

525.1 危険な騎乗

第 525 条 1.1 に定義する危険な騎乗は、すべての事例が総合馬術における記録つき警告の対象となる。さらに事案の状況に応じて、以下のいずれかの措置が科される場合がある：

- a) 減点 25
- b) 失権

注記：減点 25 はスコアに加算されるものとし、競技中のいかなる時点でも適用できる。この減点はクロスカントリーの障害減点、馬場馬術競技での減点、あるいは障害馬術競技での減点として成績への記録が必要である。上記いずれの制裁措置でも適用された場合は、常に技術代表が JEF へ報告し、選手制裁措置リストに追加しなければならない。

525.1.1 定義

競技中のいかなる時点であっても、故意にあるいは選手自身の力量不足から無意識のうちに、自分や自馬、第三者を競技がはらむ本質的な危険よりも高い危険性にさらした場合、選手は危険な行動をとったとみなされ、侵害行為の程度に応じてペナルティが科される。

これに限定するものではないが、次のような行為が含まれる：

- a) 制御不能な騎乗（明らかに選手の制御あるいは騎乗扶助に馬が反応していない場合）
- b) 障害物へ向かったの走行が余りにも速すぎたり、遅すぎる場合
- c) 繰り返し障害物でてこずり、遠のいてしまった場合（馬を障害物の近くまで追い込んだり、障害物に向かって馬をせき立てる行為）
- d) 障害飛越の際に馬の動きに先んじたり、遅れてしまうことが繰り返される場合
- e) 危険な飛越行為の繰り返し
- f) 馬あるいは選手の反応が欠けている場合
- g) 3 回におよぶ明らかな拒止、落馬または人馬転倒、あるいは失権後も競技を継続すること
- h) いかなる形態であれ観衆を危険にさらすこと（例えばロープで区切られたトラックから飛び出すこと）
- i) コースに設定されていない障害物を飛越すること
- j) 追い越そうとする選手を故意に妨げたり、および／または役員^の指示に従わず他の選手を危険にさらす行為
- k) 疲労している馬を追うこと

競技場審判団メンバーあるいは技術代表は危険な騎乗と思われる事例を監視し、必要と思われる場合は危険な騎乗としてクロスカントリーコース走行中の選手を停止させて失権とする権利と責務がある。クロスカントリーコースデザイナーは、クロスカントリーコース上において危険騎乗の可能性を監視し、コンビネーションの失権に関する決断を下す審判団に当該ケースを報告する義務と権利を有する。

競技場審判団が直接目撃していない場合には、事例を可及的速やかに競技場審判団へ報告しなければならず、同審判団は当該選手にペナルティを科すか否か、およびその措置内容を決定する。

競技場審判団長は 1 名あるいは複数のアシスタント（例：当該競技にて公的任務についていない経験豊かな総合馬術役員、当該競技に直接関与していない経験豊かな選手および／またはトレーナー）を追加指名して、クロスカントリーにおける危険な騎乗の監視支援を依頼することができる。

競技場審判団長はこのようなアシスタントの特定任務、権限、そして報告手順を定める。クロスカントリーコースでは、このような追加役員をペアで配置することが推奨される。

525.1.2 疲労している馬を追うこと

疲労している馬を追う（第 525 条 1.1 k）事例では、減点 25 とともに総合馬術における記録つき警告が出される。

525.2 鞭の不適切な使用

鞭の不適切な使用についてはすべての事例で体系的に総合馬術記録付き警告が出される。

鞭は、馬を前進させるための自然な扶助をサポートするためにのみ使用できる。

鞭の不適切な使用は馬への虐待とみなされ、以下の原則に従うものの、これに限らず、競技場審判団が個別に検討する：

- a) 馬がコース最後の障害物を飛越した後は、鞭を使用してはならない。
- b) 一回の事例につき鞭を 3 回以上使用してはならない。

525.3 クロスカントリー競技前の失権

クロスカントリー競技で選手に馬を制御する力量がないと深刻に懸念される場合には、危険予防措置として、競技場審判団は競技中のいかなる時点でも選手を失権としてクロスカントリー競技出場を止めさせる権利と責務を有する。さらに当該選手へは総合馬術記録付き警告を出さなければならない。

525.4 馬体上の出血

馬体上の出血がみとめられる場合は、事例ごとに競技場審判団が検討しなければならない。すべての出血事例が必ずしも失権や総合馬術記録付き警告の発行、イエローカードの発行となるわけではない。

馬場馬術競技：課目演技中に競技場審判団が馬体のいずれかの部位に出血があると疑った場合、当該審判団はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が確認して鮮血ではないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終了させることができる（JEF 馬場馬術規程参照）。

クロスカントリー競技：クロスカントリー競技では、選手に起因する（拍車、銜および鞭）馬体上の出血はすべて事例ごとに競技場審判団が再検討しなければならない。役員は、馬に鮮血が認められる場合は馬の口を洗うか拭うことを許可し、もしそれ以上の出血がない場合は選手の競技続行が認められる。顕著な出血事例では失権となる。

障害馬術競技：馬具や装具に起因する馬体上の血液、あるいは選手に起因する出血があった場合は、総合馬術における記録つき警告の発行となる。

- a) 馬体上に血液が認められる他の事例（例えば明らかに馬が舌や唇を噛んだためと思われる場合や、鼻から出血している場合）では、役員は血を洗い流すか拭うことを許可し、下記の条項に基づいて馬が

競技に適していると判断されれば選手／馬コンビネーションの競技続行が認められる。本条項が適用された場合は、選手に総合馬術記録つき警告が出されることはない。

b) 馬体上に血液が認められるすべての事例において、競技場審判団が獣医師代表と協議の上、当該馬が競技に適していると判断した場合にのみ、当該馬は競技を続行、あるいは当該競技会におけるその後の競技に参加することができる。

選手に起因する口での出血や拍車による出血といった軽微な事例(*) すべてについて、競技場審判団は当該選手にヒヤリングの機会を提供したうえで総合馬術記録つき警告を出す。

(*) 馬への虐待行為を示唆する事例は、第 526 条 1 の条項 (馬に対する虐待行為—警告とペナルティ) に従って対応する。

525.5 管理面での理由

以下の違反行為に対しては、総合馬術競技の記録つき警告が発令される：

a) 落馬後に医師の診察を受けなかった選手 (第 523 条 3)。

b) クロスカントリー競技中に棄権、失格、または競技停止となった選手が、獣医師代表または指定獣医師による馬の検査を受けずに会場を去った場合 (第 524 条 4.2)。

第 526 条 イエローカード

526.1 馬に対する虐待行為

競技場審判団の見解で、第 526 条 1.1 に定義する馬への虐待とみなされる単独あるいは一連のいかなる行為にも、イエローカードが発行される。さらに事例の状況に応じて次のような措置のいずれかが適用されることがある：

a) 減点 25

b) 失権

c) 失格

526.1.1 定義

虐待行為とは次に挙げるいずれの行為をも含め、またこれに限定することなく馬に対して痛みや不必要な不快感を起こさせたり、起こすと思われる作為あるいは不作為をいう：

a) 馬の肢たたき

b) 過度に疲労している馬への騎乗

c) 疲労している馬を追い続ける行為

d) 明らかに跛行している馬への騎乗

e) 鞭、銜および／または拍車の過剰使用

f) 鞭および／または拍車の過剰使用を示唆する馬の横腹や背の出血

g) 過剰な騎乗：馬への虐待行為であり、目に見える痕の有無に限定しない。

h) 危険な騎乗の重大事例

競技場審判団が直接目撃していない場合には、組織委員会事務局あるいはクロスカントリー・コントロールセンターを通して、適宜事例を可及的速やかに競技場審判団へ報告しなければならない。できる限り報告書には 1 名あるいは複数の証人から得た証言を添えるものとする。

競技場審判団は対応すべき事例かどうかを判断しなければならない。

526.1.2 過度に疲労している馬への騎乗

過度に疲労している馬への騎乗（第 526 条 1.1 b）はすべての場合においてイエローカードの発行を受け、失格となり、事例は JEF に付託されて更なる制裁措置を受けることとなる。

526.1.3 鞭の過剰使用

鞭の過剰使用についてはすべての事例で体系的にイエローカードが発行される。一段と強い制裁措置も適用される場合がある。

鞭は、馬を前進させるための自然な扶助をサポートするためにのみ使用できる。

鞭の過剰な使用および／または誤用は馬への虐待行為とみなされ、これに限定するものではないが次の原則に従って事例ごとに競技場審判団が検討する：

- a) 馬をしつけるため、あるいは選手の感情のはげ口として鞭を使用してはならない。
- b) 鞭は失権後に使用してはならない。
- c) オーバーハンドで鞭を使ってはならない（即ち、右手で鞭を持って左脇腹を打つような行為）。
- d) 鞭を馬の頭に使ってはならない。
- e) 障害物間での鞭の過剰使用
- f) 馬の皮膚が破れたり、あるいは目に見える痕が残っている場合は、常に鞭の過剰使用であるとみなされる。

第 527 条 総合馬術における記録付き警告、イエローカードおよび出場資格停止処分

競技場審判団には、総合馬術記録付き警告あるいはイエローカードを発行する前に可能であれば当該選手に事情を訊く責務がある。当該選手には、総合馬術記録付き警告あるいはイエローカードについていつでも競技場審判団へ説明を求める権利がある。

総合馬術記録付き警告あるいはイエローカードを発行する事例では、競技場審判団の決定後に、当該選手名と警告が発せられた理由を記載した通知を公式掲示板に張り出さなければならない。

このような選手に対して、総合馬術記録付き警告あるいはイエローカードが発行されたことを、当該競技会の期間中に相応の努力をしても通知ができない場合は、当該競技会から 14 日以内にその選手へ書面にて通知しなければならない。

馬の管理責任者が何らかの違反で最初に総合馬術記録付き警告の発行を受けた時点から 2 年（24 ヶ月）以内に同じ競技会あるいは他の主催および公認競技会で通算 3 回目、あるいはそれ以上の回数の総合馬術記録付き警告を受けた場合、この馬の管理責任者は JEF から公式通知を受けた後に、自動的に 2 ヶ月間の競技出場停止処分を受ける。**(JEF)**

第7章 競技ルール概略

第528条 順位

528.1 個人順位

528.1.1 馬場馬術競技

審判員から獲得した各選手の得点は減点に換算される。この減点は競技後に馬場馬術順位および最終順位決定のために記録され、発表される。

528.1.2 クロスカントリー競技

クロスカントリーで発生した各選手の障害減点は、走行時間の超過減点と他の減点（発生していた場合）に加算される。この減点はクロスカントリー順位と最終順位決定のために記録され、発表される。

528.1.3 障害馬術競技

各選手の障害減点は走行時間の超過減点（発生していた場合）に加算される。この減点は障害馬術順位と最終順位決定のために記録され、発表される。

528.1.4 失権

総合馬術競技のうちいずれかの競技で失権となった場合は、この総合馬術競技から直ちに失権となる。

528.1.5 最終順位

三競技種目での減点合計が最も少ない選手を勝者とする。

528.1.6 最終順位での同点（個人選手）

2名以上の選手が同点となった場合は以下の通りに順位を決定する：

- a) クロスカントリー競技で障害減点、タイム減点、および他の減点があった場合にはこれらを含めたクロスカントリースコアの最も良い選手。
- b) それでもなお同点の場合は、馬場馬術競技で審判員の合計点数が最も良い選手が上位となる。
- c) それでもなお同点の場合は、クロスカントリータイムが規定タイムに最も近い選手から順位を決定する。
- d) それでもなお同点の場合は、障害減点とタイム減点を含めた障害馬術スコアが最も良い選手。
- e) それでもなお同点の場合は、障害馬術競技で最も速いタイムの選手。
- f) それでもなお同点の場合は、馬場馬術競技で「人馬コンビネーションのハーモニー」の点数の合計が最も高い選手から順位を決定する。
- g) それでもなお同点の場合は最終順位において同順位とする。

第528.2条は主催および公認競技会では適用しない。

528.3 失格

失格とは、選手とその騎乗馬が問題となっている競技会全体から出場資格を失うことを言う。失格はまた時間的に遡って適用されることがある。

以下の事例については、競技場審判団の判断で総合馬術競技会での失格を競技中に適用できる：

- a) 馬への虐待行為で重篤な事例
- b) 選手の不穏当な行動で重篤な事例

以下の事例については、総合馬術競技会での失格を競技後に自動的に適用する：

- a) 必要な出場要件（選手または馬）を満たさずに競技に出場した場合
- b) 必要な登録（選手または馬）をせずに競技に出場した場合

第 528.3.1 条、第 529 条から第 532 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 533 条 スタートオーダー

533.1 馬場馬術-クロスカントリー-障害馬術の順で実施するショートあるいはロングフォーマット競技

533.1.1 馬場馬術競技とクロスカントリー競技

抽選で決定したスタートオーダーをこれら両競技に使用する。

533.1.2 障害馬術競技

スタートオーダーはクロスカントリー競技が終了した時点での順位のリバースオーダーとすることが望ましい（即ち、最下位の選手が最初に走行し、最上位の選手が最終飛越者となる）。（JEF）

533.2 馬場馬術-障害馬術-クロスカントリーの順で実施するショートフォーマット競技

533.2.1 馬場馬術競技と障害馬術競技

抽選で決定したスタートオーダーをこれら両競技に使用する。

533.2.2 クロスカントリー競技

組織委員会の自由選択により：

- a) 馬場馬術競技と障害馬術競技と同じ抽選によるスタートオーダーとする。
- b) 上位選手 25%については順位のリバースオーダーで行う。残りの選手については馬場馬術競技と障害馬術競技と同じ抽選によるスタートオーダーとする。

533.3 複数馬に騎乗する選手

複数馬に騎乗する選手は各馬の出場順を変更することはできない。しかしタイムテーブルの関係で必要な場合、そして競技場審判団と技術代表の同意がある場合は障害馬術競技とクロスカントリー競技ともに 1 頭または複数頭のスタート時刻を予定時刻から変更できる。

異なるクラスに複数頭でスタートする選手がいる場合、可能であれば低いクラスのスタート時刻を調整するべきである。

第 534 条 タイムテーブル

534.1 馬場馬術競技

馬場馬術競技における各選手のスタート時刻を示すタイムテーブルを各選手用に準備する。スタート時刻の間隔は組織委員会の判断に任され、技術代表の承認を得て決定となる。

534.2 クロスカントリー競技

各選手のスタート時刻を示すタイムテーブルは、馬場馬術競技終了後 1 時間以内に各選手用に準備しなければならない。

スタート時刻の間隔は組織委員会の判断に任され、技術代表の承認を得て決定となる。

534.3 障害馬術競技

障害馬術競技の開始時刻とおおよその終了時刻を示したタイムスケジュールを公表する。タイムスケジュールを例えば午前と午後に分ける場合は、午後の方に障害飛越を行う選手数を表示する。疑念を避けるために記すと、障害馬術競技を2日間（あるいはそれ以上）に分けることは認められない。

第535条 運動とウォーミングアップ（JEF）

第535.1～535.5条は主催および公認競技会では適用しない。

535.6.1 馬場馬術馴致

馬場馬術競技の前に競技用アリーナに馬を馴らすため、状況とタイムテーブルが許せば、組織委員会が同意した時間に、選手は競技用アリーナの馬場内側あるいは外側で馬をスクーリングできる。グループは競技用アリーナの馬場外側で馬を常歩させたり引き馬することができる。

535.7 スチュワード業務

1名あるいはそれ以上のスチュワードを選任して、練習とウォームアップに関わる諸規則が遵守されるよう監視させなければならない。

障害物はスチュワードの監視下にある場合にのみ飛越可能である。

他の練習・運動エリアは地上横木の使用を含め、スチュワードが不定期にパトロールすることがある。練習用障害物に関する条項に違反した場合は失権となる。

第536条 コースと馬場への立ち入り

536.1 馬場馬術アリーナ

競技場審判団から許可がない限り、競技中に演技を行う以外に選手が騎乗してアリーナへ立ち入ることは禁止されており、これに違反した場合は失権となる。アリーナは競技開始前、もしくは競技の休憩時間中に徒歩で下見をすることはできる。

536.1.1

総合馬術においては、馬場馬術アリーナの閉鎖は義務づけられない。

536.2 クロスカントリーコース

公式にコースオープンされる前に選手が障害物やコースを下見することは禁止されており、これに違反した場合は失権となる。

536.2.1 コースオープン

クロスカントリーコースは、遅くともクロスカントリー競技前日には選手全員にコースオープンされる。コースオープン後であれば、選手は日中に再度コースに入って障害物を確認することができる。競技場審判団から特別許可がない限り、この下見は徒歩で行わなければならない。

536.2.2 標旗とマーカー

選手にコースオープンされる時点で、障害物や標旗、マーカーはすべて正確に設置されていなければならない。選手はこれらを移動させたり、変えてはならず、これに違反した場合は失権となる。

536.3 障害馬術コース

障害馬術競技コースは、障害馬術競技開始の 15 分前までには選手にコースオープンされる。競技場審判団が馬場への立ち入り許可を出し、場内アナウンスで下見の開始を知らせなければならない。

選手はコースオープンから障害馬術競技開始まで、徒歩でのみコース下見が許される。

競技場審判団から特別許可がない限り、障害馬術競技が開始された後に選手が徒歩で馬場へ入ることは禁止されており、これに違反した場合は失権となる

第 537 条 中断および変更

537.1 中断

危険な事態が発生した場合はタイムテーブルを中断することがある。必要に応じて競技あるいは区間走行を中断、延期もしくは中止することがある。

競技の中断、延期もしくは中止は、審判長が可能な限り他の競技場審判団メンバーおよび技術代表と協議したうえで判断する。

中断となった場合は、競技を中断されたところからできるだけ早く再開する。これによって影響を受けた選手全員に対して、競技再開前に十分な通告を行わなければならない。

競技が再開されない場合は、中断前に 3 競技ともすべて完了している選手／馬コンビネーションは全員がそのスコアと MER (達成している場合) を成績に維持できる。

537.2 変更

コースオープン後のコース変更は、例外的な状況および／または選手代表かチーム監督から特別要請があり、競技場審判団が技術代表およびコースデザイナーと協議のうえ同意した場合にのみ可能である。

このような変更はクロスカントリー打ち合わせ会にて選手へ通知しなければならない。

クロスカントリー競技が開始された後の変更は、例外的な状況（豪雨や猛暑など）により障害物や競技自体が不公平あるいは危険となった場合に限定する。

競技場審判団長は、可能な限り他の競技場審判団メンバーおよび技術代表と協議のうえ判断をください。

その場合は該当する区間走行あるいは競技の開始前にチーム監督と各選手へ公式に、かつ個別にその変更を通知しなければならない。必要と思われる場合は変更のあった場所に役員を配置して、選手に注意を促さなければならない。

第 538 条 服装

538.1 概要

538.1.1 保護用ヘッドギア

競技会場ではどこで騎乗する場合でも保護用ヘッドギアの着用が必須である。そのような保護用ヘッドギアは、FEI ウェブサイト上で公開されている、対象となる国際検査基準を満たしていなければならない。

このような保護用ヘッドギアの着用が必要な時と場所について役員から指示を受けた後にこれを怠った場合はイエローカード対象となり、例外が適用されない限り当該選手に発行される。

例外としてシニア選手が賞の授与を受ける時、また国歌斉唱の間はヘッドギアを脱ぐことが認められる。ウィングランの際にはヘッドギアを脱がないことが推奨される。

538.1.2 イヤフォン

ウォームアップあるいはトレーニングの際、選手あるいはグルームは騎乗中にイヤフォンを片側のみ着用することができる。すべての競技用アリーナにおいて、イヤフォンおよび／または電子通信機器は厳しく禁止され、使用した場合は警告を受けるが、補聴器などの医療機器は除く。

538.1.3 クロスカントリー競技(JEF)

クロスカントリー障害でのスクーリングを含め、この競技ではボディプロテクター※の常時着用が義務づけられている。エアベストの使用は、これを推奨する。

乗馬靴には鍔から滑り抜けてしまわないように、明確な踵部がなければならない。

※2026年4月1日以降、主催および公認競技会においては、BETA Level3 2018、ASTM F1937-04、European standard EN13158-2018のいずれかの認証を受けているボディープロテクターを着用することを義務付ける。バックガードの類は、ボディプロテクターとみなされない。(JEF)

538.2 服装の検査

スチュワードを選任し、どの競技の開始前にも鞭と拍車、服装の検査を行わせることができる。

スチュワードには、鞭や拍車、あるいは安全装備が FEI 馬具および装具要件文書に違反している選手の出場を認めない権限がある。同スチュワードは直ちにこの状況を競技場審判団へ報告して確認を受ける。

規定に違反した鞭や拍車の使用、不適切な服装で競技に出場した選手は、競技場審判団の判断で失権となる。

第 539 条 馬具および装具

FEI 馬具および装具要件文書と FEI Tack App を参照のこと。

539.1 馬装の点検

スチュワードを選任し、人馬がアリーナへ入場する前、または競技を開始する前に馬装の検査を行わせることができる。

馬場馬術競技においては、最大の注意を払って頭絡の検査を行わなければならない。

選手からの要請があれば、頭絡と銜の検査を演技終了直後に行ってもよい。しかし頭絡や銜が許可されたものでないと分かった場合、この選手は失権となる。

第 540 条 許可されない援助

依頼を受けたかどうかにかかわらず、選手がやるべきことに便宜を図ったり、あるいは馬を助ける目的で行われた第三者によるいかなる介入も許可されない援助とみなされ、当該選手は競技場審判団の判断により失権となる。

コース逸脱について選手に注意を促した役員あるいは観客は許可されない援助を行ったとみなされ、当該選手は失権となる。

特にクロスカントリー競技では、以下の内容が許可されない援助とみなされる：

- a) 意図的に他の選手に先導してもらうこと。
- b) コースのいかなる部分であろうと車や自転車で、または徒歩の人物や競技に参加していない騎乗者により後ろを随走させたり先導させたり、もしくは併走させること。
- c) 特定地点に友人を立てて方向を指示させたり、通過の際に合図を送らせたりすること。
- d) 障害物地点に人を立てて何らかの方法で馬を追わせること。
- e) 一時的あるいは恒久的であれ、標旗や指示板、マーカー、掲示物、ロープ、木、枝、ワイヤー、フェンスなどを含む障害物やコースの一部を変更すること。

540.1 例 外

- a) クロスカントリー競技中は鞭やヘッドギア、あるいは眼鏡を下馬せずに手渡してもらうことができる。
- b) 障害物地点で馬が逃避したため標旗を倒した場合、選手はフェンスジャッジに標旗の再設置を依頼できるが、そのタイムは差し引かれない。

540.2 受信用機器／カメラ

競技中に騎乗している選手が何らかの受信用機器を使用することは厳しく禁止されている。
競技終了後に馬のウェルフェアと研究目的で使用される競技中のデータ自動記録（例：心拍測定、体温測定など）は許可される。(JEF)

選手が装着するカメラや装置の使用については、技術代表が主催者と協議の上、承認を受ける。(JEF)

第 541 条は主催および公認競技会では適用しない。

第 8 章 馬場馬術競技

第 542 条 FEI 馬場馬術規程

その年に導入された FEI 馬場馬術規程への変更については、翌年 1 月 1 日からの総合馬術規程への導入が検討される。(JEF)

第 543 条 運 営

第 543.1、543.2 条は主催および公認競技会では適用しない。

543.3 審判員の位置

3 名の審判員のうち 2 名を短蹄跡に沿い、アリーナ外側に 5m 離れた位置へ配置する。主審 (C 地点) は中央線の延長線上に、またもう 1 名の審判員 (M または H 地点) は長蹄跡の延長線上より内側へ 2.5m の位置に配置する。

3 人目の審判員は E か B 地点のどちらかにアリーナの外側へ 5m から 10m 離れた位置に配置する。審判員 3 名の位置は、競技課目と太陽の位置を考慮し、技術代表の決定に従って C、H、B とするか、C、M、E とする。

審判員 2 名のみで行う場合は、競技課目と太陽の位置を考慮し、技術代表の決定に従って C と、B か E のどちらかに配置する。

各審判員には個別のジャッジボックスを用意しなければならない。これは審判員がアリーナを良く見渡せるよう、地上から 50cm 以上高くしなければならない。

第 544 条 採 点

544.1 点 数

544.1.1 得 点

審判員は番号のついた運動項目ごとに、また人馬のハーモニー点に 0.5 点を含む 0~10 点の得点をつける。

第 544.1.2~544.1.3 条は主催及び公認競技会では適用しない

544.2 スコアの計算

544.2.1 得点および経路違反や運動項目の誤り

馬場馬術競技課目の番号が振られた各運動項目と人馬のハーモニー点にて各審判員が評価した 0~10 点までの得点を合計し、経路違反や運動項目の誤りがあった場合はこれを減点する。

ベルが鳴ってから課目終了までの間に選手の落馬または人馬転倒があった場合は失権となる。

総合馬術競技の馬場馬術課目での減点：

1 回目	減点 2
2 回目	減点 4
3 回目	失権
技術的過失：	各誤りにつき減点 2

以下についてはすべて技術的過失とみなされる：

a) 鞭を持って、あるいはプロテクター／バンテージを馬の肢に巻いたまま、もしくは服装に矛盾（例えば手袋を着用せず）がある状態で競技場周辺に入ること。

b) 鞭を持って、あるいはプロテクター／バンテージを馬の肢に巻いたまま、もしくは服装に矛盾（例えば手袋を着用せず）がある状態でアリーナ周辺のスペースに入ること。

i) 不備に気付く前に競技が既に開始されている場合は、C 地点の審判員が選手を停止させ、必要かつ可能であれば補助員がアリーナへ入って当該物品を取り除く。その後、当該選手は停止させられた運動項目から競技を続行する。停止させられるまでの得点は変更されない。

c) ベルが鳴る前に馬場馬術アリーナに入ること。

d) ベルが鳴ってから 45 秒以内にアリーナへ入らなかったが、90 秒以内に入場した場合。

e) 声や舌鼓を繰り返し使うこと。

f) 敬礼時に片手で手綱をとらなかつた選手。

544.2.2 審判員の得点率

審判員 1 名から獲得し得る最高得点を計算する。審判員の与えた得点合計から経路違反あるいは運動項目の誤りを差し引き、これを獲得し得る最高得点で割って 100 を掛け、小数第 2 位まで求めたものが得点率となる。この値が当該審判員の点数として表示される。

結果を小数第 2 位まで求めるということは、「x.xx5」およびそれ以上のスコアは繰上げ、「x.xx5」未満のスコアは切り捨てるということである。

544.2.3 選手の得点率

各審判員が出した得点をすべて合計して、経路違反あるいは運動項目の誤りを差し引いた得点を求め、これを審判員の人数で割り、これを基に選手の得点率を計算する。選手の得点率は常に小数第 2 位まで求める。

544.2.4 減点

選手の得点率を減点に換算するには 100 から得点率を差し引き、その結果を四捨五入して小数第 1 位まで求める。これが当該競技における減点スコアである。

結果を小数第 2 位まで求めるということは、「x.xx5」およびそれ以上のスコアは繰上げ、「x.xx5」未満のスコアは切り捨てるということである。

544.2.5 人馬コンビネーションの全体的印象の点数

総合馬術の馬場馬術競技すべてにおいて、人馬コンビネーションのハーモニーに対して総合観察点を係数 2 で与える。

第9章 クロスカントリー競技

第545条 クロスカントリー競技ルール

545.1 スタート

545.1.1 スタート手順

クロスカントリーのスタート地点では選手はスターターの管理下にあり、選手はその指示があるまで意図的にスタートすることはできない。これに反した場合は競技場審判団の判断により失権となる。

スタートに際して馬は完全に静止した状態にある必要はないが、選手はフライングによって有利なスタートをしてはならない。

スタート予定時刻の前には各選手に相応の通告を与えるべきではあるが、正しい時刻に出走できるよう準備を整えるのは選手の責任である。

545.1.2 スターティングボックス

スターターの任務を簡略化するため、クロスカントリーのスタート地点に約5m×5mの囲いを設け、正面を開けてスタート用とし、片側あるいは両側面に入口を設けて馬を入場させる。

各選手はこの囲いの中からスタートしなければならないが、その中で自由に動き回ったり囲いへの出入りは自由である。

付添い人がその囲いの中まで馬を誘導し、スタートの合図まで馬をもっていることもできる。合図があった時点から選手は走行中であると見なされ、更なる援助を受けることはできない。

545.2 規定タイムと計時

545.2.1 規定タイム/制限タイム

設定された距離を指定速度で走行したものとして規定タイムを計算する。規定タイムより早く走行を終えても利点にはならない。規定タイムを超過した選手は、制限タイムに至るまで条項548.2に従って減点される。

制限タイムは規定タイムの2倍とする。

545.2.2 計時

クロスカントリー競技における各選手の所用時間計測は、スタートの合図が出された時点、あるいは選手がスタートラインを通過した時点のいずれか早く発生した時点から、フィニッシュライン通過時点までである。

選手が役員に走行を止められた場合（例えば障害物の破損、事故、追い越し、医療あるいは獣医検査などのため）には、再走行が認められるまでの中断時間が記録され、クロスカントリー競技を完走するのに要した総時間から差し引かれる。

545.3 経路違反

クロスカントリーでのすべての通過義務地点と、障害を構成するパーツやオプション障害を含めたすべての障害物を、指定された順番に通過あるいは飛越しなければならず、これを怠った場合は失権となる。

第 549 条 2 と第 549 条 4 に定める場合を除き、コース上に設置されたすべての赤標旗と白標旗はいかなる場所でも正しく通過しなければならず、これに反した場合は失権となる。

第 549 条 2 と第 549 条 4 に定める場合を除き、既に飛越した障害物を再飛越することは認められず、これに反した場合は失権となる。

545.4 ペースと下馬

クロスカントリー競技のスタートからフィニッシュまでの間、選手は自由にペースを選ぶことができる。選手は馬の状態確認のため、あるいは馬装や装具の調整、コース途中で止められた場合など自発的に下馬することができ、第 549 条 5.1 による失権は適用されない。

545.5 追い越し

後続の選手に追い越されそうになっている選手は、速やかにコースをあげなければならない。

他の選手を追い越す選手は、安全で適切な場所を選んで行わなければならない。

先行の選手が障害物を前にして追い越されそうになった場合は、役員の指示に従わなければならない。

先行の選手が既に障害物を飛越する態勢に入っている場合、後続の選手は両者に不都合や危険が生じない方法でのみ、この障害物を飛越することができる。

545.6 困難な状況にある選手

障害物を飛越しようとして馬が障害物に挟まるなどし、援助なしでは走行を続けられない場合や怪我をする恐れのある場合、選手はフェンスジャッジから下馬するよう指示を受け、失権となる。

フェンスジャッジは馬を救出するのに障害物を部分的に取り除く必要があるか、あるいはまた別に援助が必要であるかを判断する。

545.7 選手の走行停止

ある選手が障害物にて困難な状況に陥り他の選手の障害飛越を妨げている場合、転倒した馬を救出するために障害物を解体した場合、障害物が壊されて作り直されていない場合、あるいはこれらに類する状況下では後続選手の走行を停止しなければならない。

このような場合は役員 1 名を後続選手の進路に配置するべきである。この役員は赤い旗を振って、選手に停止を指示しなければならない。

停止の指示に従わなかった選手は、競技場審判団の判断により失権となる。

役員はコントロールセンターから指示を受けた場合か、あるいは自分が担当する障害物で緊急事態が発生した場合にのみ選手の走行を停止させる。

選手はコース中の障害物地点か、あるいは所定の計時／停止地点で停止を指示されることがある。

545.7.1 計 時

選手が走行を止められていた時間、すなわち計時地点を通過した時点から再スタートの合図を受けて同じ地点を通過するまでの時間が記録され、当該選手がコース走行を終了するのに要した時間から差し引かれる。

ここで意図するところは、選手が計時地点を駈歩で通過した時にタイムをとるのであって、選手が停止した後でもなく、また停止から発進した後でもない。

545.8 失権後のコースからの退場

何らかの理由で失権した選手は直ちにコースを出なければならず、コースを継続して走行する権利はない。選手は騎乗しているか否かにかかわらず馬を常歩で退場させなければならない。

これに従わなかった選手は第 525 条に従い、競技場審判団の判断によって懲戒処分を受ける。

第 546 条 コース

546.1 標識の配置

546.1.1 赤と白の限界旗

赤と白の限界旗を用いてスタートラインとフィニッシュライン、および通過義務地点を示し、障害物の限界を示さなければならない。これらの限界旗は通過する選手の右手に赤旗、左手に白旗を設置する。

546.1.2 番号と文字

クロスカントリーでは各障害物に番号をつける。さらに複数のパーツで構成される障害やオプションのある障害（条項 547.5.1）には文字（A、B、C など）も表示する。各通過義務地点にも表示と通し番号をつける。

546.1.3 スタートとフィニッシュのサイン

赤と白の限界旗に加えて、スタートラインとフィニッシュラインも明確に表示しなければならない。

546.2 距離と速度

レベルごとに指定される距離と速度は、競技全体の難度によって決まる。

コースデザイナーは、付則 A の競技レベルに応じた距離、速度、タイム、飛越数一覧の限度内で、当該競技に最も適した距離を選ぶ。

付則 A に特定した距離と速度に例外的な変更を行う場合は、第 537 条 2 に示す例外を除き、総合馬術委員会の承認を受けなければならない。

546.3 フィニッシュライン

クロスカントリーの最終障害物はフィニッシュラインから 20m 以上、50m 以内の距離に設置しなければならない。

546.4 コースプラン

各選手には事前にコース経路を示すコースプランが渡される。

コースプランには次の記載を含めなければならない：

- a) スタートとフィニッシュの位置
- b) 番号のついた障害物と通過義務地点
- c) 距離
- d) 規定タイムと制限タイム

第 547 条 障害物

詳細情報については役員用クロスカントリーガイドを参照のこと。

547.1 定義

両端に赤の標旗と白の標旗が設置され、番号および／または文字が付けられている場合にのみ、障害物とみなす。平均的な能力を有する馬が通過するのに相応の努力を要する物体を障害物あるいは障害パーツと定義し、それぞれに応じて標旗、番号および／または文字標識を付けなければならない。

547.2 障害物の種類

547.2.1 概要

障害物は固定されていて、堂々とした形状と外観がなければならない。自然障害物を用いる場合は、競技中を通して同じ状態が維持されるよう必要に応じて補強するべきである。選手が騎乗したまま障害物の下を通ることができないよう、あらゆる妥当な措置を講じなければならない。ポータブル障害物は馬がぶつかっても動かないよう、しっかりと地面に固定しなければならない。

547.2.2 構築

馬が転倒して出られなくなったり怪我をする可能性のあるような障害物については、障害物の一部を速やかに取り外せて、また直ぐ元通りに構築できるような組立てにしなければならない。このような構造にする場合でも、障害物の堅固さを損なってはならない。

547.2.3 ブラシ障害

障害物上段に設置するブラシは、しなやかで変形できる素材でなければならない。障害物の固定部分や頑強な部分を飛越する時に馬がブラシや生垣で怪我をしないよう障害物を構築しなければならない。ブルフィンチ、即ち馬が飛越して通り抜けると予測される薄いブラシや生垣は、競技中を通して一定の状態が保たれるという条件で使用が認められる。

547.2.4 フランジブル／ディフォーマブル障害物

フランジブル／ディフォーマブル技術を用いて構築した障害物については、その技術がフランジブル／ディフォーマブル・クロスカントリー障害物最低強度の FEI 基準に基づき、FEI により承認されている場合にのみ使用できる。承認されている技術リストは FEI ウェブサイトで公表している。

547.2.5 水を伴う障害物

どのクロスカントリーコースでも、水を伴う障害物（飛越）を少なくとも1個は設けなければならない。

547.2.6 障害物の前縁

コーナーを含む幅障害には直立あるいは垂直な前縁を付けてはならない。障害物正面の上段は丸みをもたせるか、傾斜をつけなければならない。門扉やフェンスを含め、四角および／または挽いた木材を使ったその他の障害物については、鋭利であったり角張ったエッジがあってはならない。ブラシ障害物については、固形パーツから20cm以上ブラシが出ているものは除外する。

547.2.7 グラウンドライン

すべてのレベルで、障害物にはグラウンドラインを設置しなければならない。リーディングエッジが50cmあるいはそれ以下の障害物については、追加のグラウンドラインは義務ではない。

547.3 寸法

障害物の寸法は、付則Aにある競技レベルに該当する障害物の高さと幅の一覧表に示された範囲内としなければならない。

競技場審判団が承認する時点で、障害物は付則Aに示す障害物の寸法に準拠していなければならない（グラウンド状態が変化した場合）。

547.3.1 固定部分

障害物の固定部分および頑強な部分は、選手が飛越を試みられるどのポイントでも指定の高さと幅を超えてはならない。

547.3.2 ブラシ障害

生垣あるいはブラシ障害全体の高さとその堅固な部分の高さは、付則Aにある競技レベルに該当する障害物の高さと幅一覧表に定めた相対寸法を超えてはならない。

547.3.3 水濠障害物

水の通過に関わる障害物（水濠、湖、幅の広い川）については、入る部分から出る部分までの水深が35cmを超えてはならない。水を通過する障害物の長さは入った地点から出る地点まで6m以上とするが、水から出るのにステップがあるもの、あるいは直接水から飛越して出る障害物の場合は9m以上なければならない。

障害物を設置する場合は、水への飛び込み後であれば3ストライド以上、飛び出す前であれば2ストライド以上が必要である。

どのレベルにおいても水濠から水濠への直接の飛び降りは認められない。

547.3.4 幅だけの障害物

幅だけの障害物（乾壕あるいは水濠）では、踏み切りやすくするためにガードレールや生垣を障害物の前に設置することができる。この高さは50cm以内とし、幅の測定に含めなければならない。

547.3.5 飛び降り障害

2*レベルでは、1.60m を超える飛び降り障害物は認められない。3*、4*レベルでは、着地点が平らな場所で 1.60m を超える飛び降り障害物の使用は 2 個まで認められる。

547.4 測定

547.4.1 高さ

障害物の高さは平均的な馬が踏み切ると思われる地点から測定する。

547.4.2 幅

オープン障害物（例：オクサー、乾壕）の幅は、平均的な馬が飛越ると思われるライン上にある障害物の構成横木かその他の資材の外側から計る。上部が硬質の素材でできたクローズド障害物（例：テーブル障害物）の幅は、平均的な馬が飛越ると思われるライン上で、手前の一番高い部分から奥の一番高い部分を計る。底部の幅の測定値は、実線を含めすべての固形要素／横木が含まれる。

547.4.3 飛び降り障害

飛び降り障害物の着地側の高さは、ブラシの上端を含む障害物の最も高い部分から、平均的な馬が着地すると思われる地点までを測定する。

547.4.4 自然障害物

障害物の高さが明確にできない場合（例：自然の生垣、ブルフィンチ）、その高さは馬が過失なく通過できないような障害物の硬質部分を計る。

547.5 複数のパーツで構成される障害物および／またはオプションのある障害

547.5.1 複数のパーツで構成される障害

接近して設置された 2 個以上の障害物が 1 つの障害物としてデザインされている場合、番号 1 つの障害物を構成する「障害パーツ」とみなす。個々の障害パーツは異なる文字（A、B、C など）で表示され、正しい順序で飛越しなければならない。

2 個以上の障害物が非常に接近して配置されており、拒止や逃避があった場合にそれより前の障害物を 1～2 個再飛越しないと 2 番目あるいはその後の飛越が理不尽に難しくなるような障害物については、同じ番号をつけた 1 個の障害物とみなして順番に文字を表示しなければならない。

547.5.2 選択障害物

1 回の飛越でクリアできる 1 個の障害物であるが、これに 2 回あるいはそれ以上の飛越が必要な選択障害物が設置されている場合は、この選択障害物の各々に文字あるいは番号を表示して障害パーツであることを示さなければならない。

選択障害物は、拒止あるいは逃避の後に馬／選手が新たに飛越／アプローチを試みなければならないよう設置する必要がある。

547.5.3 ブラックフラッグ選択障害物

選択障害物あるいは障害パーツには個別に標旗を設置することはできるが、ダイレクトルート上の障害物と同じ番号／文字で表示しなければならない。この場合、標旗は2組とも両面に黒線で表示しなければならない。

547.6 飛越数

飛越総数は、付則 A に示した競技レベルに該当する距離、速度、タイムと飛越数一覧表に示した限度（最小と最大）内でなければならない。

カウントされる飛越数とは、大多数の馬がとるとと思われる走行ルート上にある障害物の飛越数である。

全レベルのすべてのクラスにおいて2個までの追加飛越を設定することができ、以下の条件ではステップや溝を必ずしも飛越とカウントしない：

- a) コンビネーション障害／関連障害物の一部である2ステップは1飛越とカウントできる。例えば、従来は4飛越（手前の障害物、下り、上り、その後の障害物）とされたサンクンロードは3飛越とカウントしてもよい。
- b) 上り下りがある3つのステップは2飛越とカウントできる。
- c) コンビネーション障害の一部である溝（例：窪み／コフィンタイプの障害物）は、飛越とカウントしない。
- d) コンビネーションの一部であるステップダウンは、競技で認められている障害物の高さ最大を超えない限り、必ずしも飛越とカウントする必要はない。競技で認められている障害物の高さ最大の75%を超えないステップアップは、必ずしも飛越とカウントする必要はない。このような飛越がある場合は、コースデザイナーと技術代表が地形の特徴やコース上のバランス、流れ、密度を考慮しつつ、該当する競技について何個までが適切であるか、事前に合意しておく必要がある。ステップや溝が明らかに「飛越対象」である場合は、そのようにカウントするべきである。

第548条 採点

548.1 障害物での過失

過失	減点
最初の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 20
同じ障害物での2回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 40
クロスカントリーコースでの3回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	失権
クロスカントリーコースでの落馬あるいは馬の転倒	失権
フレンジブル装置が作動し、障害物の形状が変わってしまった場合	減点 11
危険な騎乗	減点 25
標旗を通過しなかった場合（549.2 参照）	減点 <u>9</u>

注記：落馬が拒止、フレンジブル装置の作動、または標旗の逸脱と同じ動作の中で発生した場合は、追加の過失ポイントを成績にカウントしない（例えば、馬が拒止したことで選手が落馬した場合、拒止による減点 20 は発生しない）。ただし、これらについてはクロスカントリー障害分析にて報告の必要が

ある。疑念を避けるために記すと、前述の注記に明記されていない限り、いかなる場合もフランジブル装置の作動に関わるポイントを除外してはならない。

証拠：公式ビデオ記録のみ、証拠として採用できる。誤解を避けるため、役員はクロスカントリー競技の開始以前にどのビデオ記録を公式とするか明らかにし、ミーティング／打ち合わせ会にてチーム監督／選手へ周知する。

548.2 タイム過失

過失	減点
規定タイムの超過	1 秒までごとに減点 0.4
制限タイムの超過	失権

548.2.1 早着減点 (JEF)

EV95 以下の競技では通り早着減点を設ける。

過失	減点
規定タイムより 20 秒を越える早着	1 秒までごとに減点 0.4

548.3 失権となる追加理由

548.3.1 失権の適用が必須

以下の場合には失権を適用しなければならない：

- 不適切な馬装で競技に出場した場合（総合規程 539 条）
- コースを間違え、これを修正しなかった場合（総合規程 545.3 条）
- 障害物飛越や通過義務地点の通過を怠った場合（総合規程 545.3 条）
- 誤った順番で障害物を飛越したり過失を生じた場合、または誤った順番で通過義務地点を通過した場合（総合規程 545.3 条）
- 障害物を誤った方向から飛越した場合（総合規程 545.3 条）
- 既に飛越した障害物を再飛越した場合（総合規程 545.3 条）
- 困難な状況にある選手（総合規程 545.6 条）**(JEF)**

548.3.2 競技場審判団の判断によるもの

以下の場合、失権の適用が競技場審判団の判断に任される：

- 危険な騎乗（総合規程 525 条 1）
- 馬に対する虐待行為（総合規程 526 条 1）
- スタートの合図前に意図的にスタートした場合（総合規程 545.1.1 条）
- ヘッドギアを着用せず、あるいは顎紐を締めずに障害物を飛越したり飛越を試みた場合（総合規程 538.1.1 条）
- 追い越そうとする後続の選手を故意に邪魔したり、追い越される時に役員の指示に従わなかった場合（総合規程 525 条 1.1）
- 前走の選手を追い越す際にこの選手を危険にさらすような行為（総合規程 525 条 1.1）

- g) 合図を受けたにも関わらず停止しなかった場合（総合規程 545.7 条）
- h) 許可されていない援助を受けた場合（総合規程 540 条）

第 549 条 過失の定義

障害物における過失（拒止、逃避、巻乗り）は減点対象となる。ただし担当役員の意見により、その過失が番号表示のある障害物や障害パーツの飛越あるいは飛越の試みとは明らかに無関係であると判断された場合を除く。

ブラックフラッグ選択障害物における過失（拒止、逃避、巻乗り）は、飛越を試みるか飛越した障害物／障害パーツでのみ減点される（飛越しておらず、あるいは飛越を試みてもいない障害パーツはその選択障害物の審査には無関係である）。

障害物におけるすべての過失については、技術代表が競技会ブリーフィングにて考察過程を説明する。

549.1 拒止

549.1.1 高さのある障害物

高さのある障害物あるいは障害パーツ（高さが 30cm を超えるもの）にて、馬が飛越すべき障害物の前で停止した時に拒止とみなされる。

549.1.2 高さのない障害物

その他の障害物（高さが 30cm 以下のもの）では、停止しても直ちにその地点から踏み切った場合は減点対象とならないが、停止が続いたり、いずれの場合でも時間が長引いた時は拒止となる。馬は横へ踏み出しても構わないが、後ろへ下がった場合は拒止となる。

549.1.3 複数回の拒止

拒止の後に選手がこの障害物飛越を再度試みて失敗した場合、違う障害物を試して失敗した場合、あるいは馬が後退した後に再び障害物に向けたがまた停止／後退した場合は 2 回目の拒止となる。これ以降も同様。

549.2 逃避 - 標旗の非通過

- a) **通過（減点 0）**：標旗で限界が示された障害物の両端間を馬の頭と頸、両肩先が通過した場合、馬は障害物を通過したとみなされる。標旗が移動した場合は、馬の後躯が障害物の固形パーツを通過していなければならない。
- b) **標旗の非通過（減点 9）**：標旗で限界が示された障害物の両端間を馬のいずれかの肩先が通過し損ねた場合は、標旗の非通過とみなされる。標旗で限界が示された障害物の両端間を馬の頭頸が通過していなければならない。標旗が移動した場合は、馬の後躯が障害物の固形パーツの高さを超えて通過していなければならない。
- c) **逃避（減点 20）**：馬をコースに配置された障害物に向けたものの、馬がこれを避けてその頭、頸、どちらかの肩先が標旗で限界が示されていた障害物の両端間を通過し損ねた場合、あるいは馬の後躯が障害物の固形パーツを通過しなかった場合は、逃避とみなされる。再試行せずにコース走行を継続した場合は失権となる。

549.2.1 飛越意思の変更

選手は障害物や障害パーツのどこを飛越するかをどの時点でも減点されることなく変更でき、これには前の障害物や障害パーツでミスをしたために変更する場合も含まれる。しかし向かっていた障害物を部分的にでも馬が避けた場合には逃避とみなされる。

549.2.2 バウンス障害の判定

障害パーツ間の距離が5m以下のコンビネーション障害（すなわち「バウンス」）では、馬が最初の障害パーツを無過失で飛越した時点で2つ目の障害パーツに向かったとみなされ、これは「バウンス」がコンビネーションの2つ目と3つ目にある場合でも同様に判断される。従って「バウンス」である最初の障害パーツを飛越している間に選手が「変更を決意」し、ロングルートをとった場合でも、逃避として減点20となる。

549.3 巻乗り

549.3.1 別々に番号が付けられた障害物

別々の番号が付けられている障害物では、選手が2番目あるいはこれに続く障害物に馬を向けていない限り、その障害物間やその周囲で巻乗りをしたり蹄跡を横切っても減点されない

549.3.2 複数のパーツで構成される障害

複数のパーツで構成される障害（A、B、Cなど）では、その最初のパーツ飛越後から最後のパーツを飛越するまでに次のような動きがあった場合は減点となる：

- a) 馬が文字表記の付いたコンビネーションにて次の障害パーツ背後を周回する。
- b) パーツ間の蹄跡を横切る。
- c) 文字標旗のついた後続障害物を飛越する前に、すでに飛越した障害物を周回する。

549.4 不従順後の再試行

拒止、逃避、あるいは巻乗りで減点となった後に再試行する場合、選手は当該障害物に馬を再び向かわせるまで減点されることなく1回あるいは複数回巻乗りすることができる。

数個のパーツで構成される障害では、いずれかの障害パーツで拒止、逃避、あるいは巻乗りが生じた場合、既に飛越した障害パーツを再飛越できる。ただしその前に障害パーツを減点なく飛越していても、この時に何らかの過失が生じれば減点される。

拒止、逃避、あるいは巻乗り後に障害パーツを再試行するため、高さのない障害物（ステップあるいは溝）の標旗間を反対方向から通過しても減点とならない。

549.4.1 フランジブル障害物での不従順後の再試行

フランジブル装置が作動したが、まだ元の状態に正しく再構築されていない障害パーツを再試行した場合は失権となる。

549.5 落馬あるいは人馬転倒

549.5.1 選手

選手が騎乗馬から身体が離れて再騎乗しなければならない場合には、落馬したとみなされる。

549.5.2 馬

馬の肩と後肢がともに地面についている、あるいは障害物と地面についた場合、もしくは馬が障害物の中に嵌まり込んで援助なしには走行を続けられなかったり、怪我をする恐れがある場合は馬の転倒とみなされる。

第 10 章 障害馬術競技

第 550 条 FEI 障害馬術規程

本総合馬術規程に別途定める場合を除き、その年に導入された FEI 障害馬術規程への変更については、翌年 4 月 1 日からの JEF 競技会関連規程集への導入が検討される。(JEF)

第 551 条 目的

この競技は通常の障害馬術競技に類似するものであるが、この競技単独での勝者を決めようとするものではない。その主な目的は、馬と選手が障害飛越という専門性の高い種目で十分に訓練や調教を受けていることを証明することにある。

コースの性質とその全長、規定速度、障害物の寸法は競技レベルにあわせる。

第 552 条 コースと障害物

コースデザイナーは、別表に示した限度内で、競技のレベルに適切なコースプランを自由に作成することができる。

障害物の寸法は別表に示した限度を超えてはならない。障害物のうち少なくとも 2/3 は実施レベルで使われる高さ最大に設定する。

FEI 障害馬術規程で認められているように、地面の起伏や掛け金の差し込み間隔に起因するものであれば、高さの誤差は 5cm までを許容範囲とする。

552.1 障害物の種類

障害物は標準的な障害馬術用のものとする。

障害物は垂直障害と幅障害をバランスよく配置し、2 個か 3 個のダブルを入れるか、あるいはダブル 1 個とトリプル 1 個を含めるものとする。

閉鎖コンビネーション障害の使用は認められない。水濠障害は許可されないが、水を入れた濠の上に横木を掛けたものは認められる。

幅障害の奥の支柱には FEI が承認したセーフティーカップを使用しなければならず、トリプルバーの場合は障害物の中央と奥の支柱にこれを使用しなければならない。

掛け金の深さは 20mm 以上、25mm 以内でなければならない。これはセーフティーカップにも適用する。

選択障害物の設置が認められる。これらの障害物についてはコースプランに同一番号と「選択障害」という文言で表示する。

第 553 条 採点

553.1 障害物での過失 (JEF)

過失	減点
障害物の落下	減点 4
競技を通して最初の逃避、拒止、あるいは許可されない巻乗り	減点 4
競技を通して 2 回目の逃避、拒止、あるいは許可されない巻乗り	失権
落馬あるいは人馬転倒	失権

注記: 落馬が拒止あるいは障害物の落下と同じ動作の中で発生した場合は、追加の過失ポイントを成績にカウントしない（例えば、馬が拒止したことで選手が落馬した場合、拒止による減点 20 は発生しない）。ただし、これらについてはクロスカントリー障害分析にて報告の必要がある。

ショートフォーマット競技（障害馬術競技がクロスカントリー競技の前に行われる場合）については、障害馬術競技で 20 点以上の減点となった選手はクロスカントリー競技に出場する資格はなくなり、自動的に競技から失権となる。

553.2 タイム過失

コース全長と指定速度により規定タイムが決まる。

規定タイムより早く走行を終えても利点にはならないが、規定タイムの超過は 1 秒もしくはその端数につき減点 0.4 となる。制限タイムは規定タイムの 2 倍とする。

制限タイムの超過は失権となる。

付 則

付則 A～D は主催および公認競技会では適用しない。

付則 E 選手代表

1 選手代表の任命

選手が最初のクロスカントリーコース下見を行う前に、国際競技会の組織委員会は当該競技に参加している選手の中から 1 名を選考し、この選手の同意を得たうえで選手代表に任命しなければならない。

この選手代表は、競技会に直接関わるいかなる問題についても、選手と組織委員会との間の意思疎通を図る役割を担うが、他の選手らが組織委員会や技術代表、競技場審判団、コースデザイナーと話をする権利を奪うものではない。打ち合わせ会が行われる場合はその際にこの選手名を他の選手に伝えなければならず、また打ち合わせ会がない場合は、競技会掲示板に目立つように貼り出すこととする。

2 選手打ち合わせ会

気象条件やグラウンド状態などに起因する最終段階での変更を扱う定例の選手打ち合わせ会も、必ずクロスカントリー競技前日の夕方に行わなければならない。

付則 F、G、H は主催および公認競技会では適用しない。

付則I JEF総合馬術規程違反における制裁措置

記載の制裁措置（これらに限定されない）に加えて、JEF一般規程に基づき、関係機関により科される場合がある。JEF獣医規程違反における制裁措置については、獣医規則付則6を参照のこと。

必須の制裁措置	随意である追加制裁措置	違反	関連条項
総合馬術における記録つき警告	減点25 あるいは失権	<p>これに限定するものではないが、以下を含む危険な騎乗</p> <p>a) 制御不能な騎乗（明らかに選手の制御あるいは騎乗扶助に馬が反応していない場合）</p> <p>b) 障害物へ向かっての走行が余りにも速すぎたり、遅すぎる場合</p> <p>c) 繰り返し障害物でこずり、遠のいてしまった場合（馬を障害物の近くまで追い込んだり、障害物に向かって馬をせき立てる行為）</p> <p>d) 障害飛越の際に馬の動きに先んじたり、遅れてしまうことが繰り返される場合</p> <p>e) 危険な飛越行為の繰り返し</p> <p>f) 馬あるいは選手の反応が欠けている場合</p> <p>g) 3回におよぶ明らかな拒止、落馬または人馬転倒、あるいはどのような形態であれ失権した後に競技を継続した場合</p> <p>h) いかなる形であれ観客を危険にさらすこと（例えばロープで区切られたトラックから飛び出すこと）</p> <p>i) コースに設定されていない障害物を飛越すること</p> <p>j) 追い越そうとする選手を故意に妨げたり、および／または役員の指示に従わず他の選手を危険にさらす行為</p>	525.1
総合馬術における記録つき警告		<p>管理面での理由：</p> <p>a) 落馬後に医師の診察を受けていない選手（第523条3）</p> <p>b) クロスカントリー競技の途中で棄権、失権、または停止させられた後に、獣医師代表または指名された獣医師による馬の検査を受けずに会場を去った場合（第524条4.2）</p>	525.4
総合馬術における記録つき警告 + 減点25		疲労している馬を追うこと	525.1.2

<p>総合馬術における記録つき警告</p>	<p>事例により処分が重くなることもある</p>	<p>馬体上の出血：選手に起因する軽微な口内出血、または拍車による軽微な出血全般</p> <p>- 障害飛越競技：馬具や装具に起因する馬体上の出血、または選手に起因する出血</p> <p>馬の出血に関するその他の事例については、総合馬術規程第525条4を参照のこと。</p> <p>以下の原則に従うがこれに限定せず、鞭の不適切な使用：</p> <p>a) 馬がコース上の最終障害を飛越した後に鞭を使用してはならない。</p> <p>b) 一回の事例につき鞭を3回以上使用してはならない。</p>	<p>525.2 525.4</p>
<p>イエローカード および以下のいずれか一つ： +減点25 +失権 +失格</p>		<p>これに限定するものではないが以下を含む馬への虐待行為：</p> <p>a) 馬の肢たたき</p> <p>b) 過度に疲労している馬への騎乗</p> <p>c) 疲労している馬を追い続ける行為</p> <p>d) 明らかに跛行している馬への騎乗</p> <p>e) 鞭、銜および／または拍車の過剰使用</p> <p>f) 鞭および／または拍車の過剰使用を示唆する馬体上の出血</p> <p>g) 過剰な騎乗：馬への虐待行為であり、明らかな跡を呈している場合に限定しない。</p> <p>h) 危険な騎乗の重篤事例</p> <p>これに限定するものではないが次の原則に従い、鞭の過剰な使用：</p> <p>a) 馬をしつけるため、あるいは選手の感情のはげ口として鞭を使用してはならない。</p> <p>b) 鞭は失権後に使用してはならない。</p> <p>c) オーバーハンドで鞭を使ってはならない（即ち、右手で鞭を持って左脇腹を打つような行為）。</p> <p>d) 鞭を馬の頭に使ってはならない。</p> <p>e) 障害物間での鞭の過剰使用</p> <p>f) 馬の皮膚が破れたり、あるいは目に見える痕が残っている場合は、常に鞭の過剰使用であるとみなされる。</p>	

<p>イエローカード +失格 +事例はFEIに 付託されて更なる 制裁措置がと られる。</p>		<p>過度に疲労している馬への騎乗</p>	<p>526.1.2</p>
<p>イエローカード</p>		<p>a) 選手による不適切な行動および／または同行者による不適切な行動。本条項において「同行者」とは、選手の親、配偶者またはパートナー、家族、コーチ、トレーナー、グルーム、クルーメンバー、その他選手と直接関係のある人物を意味し、選手の馬のオーナーも含まれる。</p> <p>b) 適用されるスポーツ規程の不遵守</p> <p>c) 保護用ヘッドギア規定の不遵守</p>	<p>一般規程 第140条 と第164 条3</p>

用語集 <抜粋>

競技：

一般規程に定義されている通り、競技とは選手が成績順に順位づけられ、これに対して褒賞が授与される各々のクラスを指す。

クロスカントリー・コントローラー：

経験ある役員で、組織委員会とともにクロスカントリー競技でのコミュニケーション計画を立案し、競技を統括する人物である。競技場審判団および技術代表と連絡を保ち、状況展開を進言する。

失権：

一般規程に定義されている通り、失権とはスポーツ規程に別段の記載がない限り、選手および／または馬が問題となっている競技および／または当該競技会におけるその後の競技に継続して出場できないことを意味する。

競技会：

一般規程に定義されている通り、競技会とは「ショー」「選手権大会」あるいは「大会」のことを指す。競技会は1競技種目あるいは複数の種目で開催することができる。

失格：

一般規程に定義されている通り、失格とはスポーツ規程に別段の記載がない限り、選手および／または馬が問題となっている競技、あるいは当該競技会におけるその後の競技への出場資格を失うことである。失格はまた時間を遡って適用されることがある。

ロングフォーマット競技：

3日あるいはそれ以上にわたって開催される総合馬術競技のこと。馬場馬術競技は選手数により1日あるいは連続した数日間の日程で行われ、その翌日にはクロスカントリーを行い、その翌日に障害馬術競技を行う。ロングフォーマット競技のクロスカントリーコースは、馬に競技への万全な適性を求める全長であり、スタミナがなければ良い成績を出すことができない内容である。クロスカントリー競技は常に障害馬術競技の前に行われる。

ショートフォーマット競技：

1日あるいは数日の日程で行われる総合馬術競技のこと。馬場馬術競技は必ず最初に行われ、続いて同日あるいは翌日に障害馬術競技とクロスカントリー競技が行われる。ショートフォーマット競技におけるクロスカントリーコースの難度は、スターシステム上ではロングフォーマット競技と同じであるが、コース全長は短く難度はより高い。クロスカントリー競技は障害馬術競技の後に行うことが望ましい。

セイフティ・オフィサー：

競技会に関わる情報収集のため、OCとJEFとの間の連絡を担当する。同人物はFEI総合馬術リスクマネジメントのビジョンやこのスポーツに関わる概念（認識）をOC内で広める責任がある。（JEF）